

## 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則について（例規）

（平成6年10月13日例規第37号）

[沿革] 平成7年12月例規第74号改正

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）等の施行については、平成6年10月例規第36号により通達したところであるが、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）において留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

### 記

#### 1 規則制定の趣旨

- (1) 規則は、法第3章に規定する聴聞及び弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の手續を具体的に運用するため必要となる細目について、制定されたものである。
- (2) 法には、聴聞等についてその手續を下位法令に委任する旨の規定は置かれていないが、規則は、警察法第5条第2項第14号及び第15号に規定する事務を行うために必要な手段として、警察法施行令第13条第1項の規定に基づき聴聞等の具体的運用細目を定められたものである。
- (3) 規則は、上記のとおり警察法施行令第13条第1項の規定に基づき制定されたものであり、いわゆる法規たる性質を持つものではない。

したがって、規則を根拠に国民の権利を制限し、又は義務を課すことは許されないことに留意しなければならない。

具体的には、次のとおりである。

ア 規則では、参加人の許可申請等においてその申請を聴聞の期日の4日前までになすべきことを規定しているが、申請がこの期限を超過して提出された場合であっても、主宰者が当該申請に対する処理を迅速に行うことにより聴聞の期日までに応答することが可能な場合には、規則で定められた期限を超過していることのみをもって当該申請を却下することは許されない。

イ 規則では、各種申請について様式を定めているが、これはあくまでも申請者の便宜を図る趣旨によるものであり、申請が様式に従わなかったことのみをもって当該申請を却下することは許されない。様式によらない申請であっても、許可・不許可の判断をするために必要な事項が記載してあれば、適正な申請として処理することが求められる。このことは、代理人資格証明書についても同様である。

#### 2 第1条（適用範囲）関係

「法令の規定によりこれらの者（国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察

署長)の権限に属する事務を委任された者」には、本県警察の場合、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第114条の2第1項の規定により免許の保留及び効力の停止に関する事務等の委任を受ける警察本部長及び同法第114条の3の規定により高速自動車国道等に係る警察署長の権限に属する事務の委任を受ける高速道路交通警察隊長が該当する。

聴聞の手続については、法第3章に定めるもののほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)、道交法等他の法令にも定めがあり(いわゆる聴聞の特例規定)、この場合には、当該法令の規定が優先して適用されることとなる。

### 3 第3条(主宰者の指名)関係

「主宰者の指名」については、個別の事案に係る聴聞ごとに行政庁が指名することが予定されている。本県警察にあっては、「聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる」と認められる警察職員」は、聴聞等の主宰者を指名する規程(平成6年10月奈良県公安委員会規程第3号)第3条に生活安全部聴聞官、交通部聴聞官及び生活安全部又は交通部に所属する警視以上の階級にある警察官と定められている。

主宰者の指名は、規則別記様式第6号聴聞通知書において主宰者の氏名等について連絡することとなっているので、遅くとも聴聞通知書を発出するときまでに行う必要がある。

なお、主宰者の指名に当たっては、法第19条第2項各号の除斥事由に注意する必要がある。

### 4 第4条(代理人)関係

代理人を選任することは、法により与えられた当事者又は参加人の権利であり、その選任は、当事者又は参加人が聴聞等に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出すれば足り、行政庁は、これが満たされれば誰を代理人に選任しようと拒否することはできない。また、代理人資格証明書の提出期限については、特に期限はなく、聴聞の開催の直前であってもその受理を拒むことはできない。

なお、代理人に聴聞等に関する一切の行為をすることを委任する旨が明らかになっている当事者又は参加人作成に係る書面(委任状の写しが考えられる。)が提出された場合には、様式に定める代理人資格証明書でなくても、有効な代理人の資格の証明として取り扱う必要がある。

代理人は、当事者又は参加人に代って聴聞等に関する一切の行為をすることがで

きるものであり、当事者又は参加人に関して規則において規定されている事項は、代理人が選任されている場合には当該代理人について適用がある。

一度代理人が選任されれば、その資格は代理人資格喪失届出書の提出があるまで有効である。したがって、聴聞の続行期日が指定された場合において、次回の聴聞の期日に引き続き同一の代理人を出頭させようとするときは、改めて代理人資格証明書を提出することを要しない。逆に、当事者又は参加人は、代理人資格喪失届出書を提出しない限り、代理人の意見陳述を自らのものでないと主張することはできない。

#### 5 第5条（参加人）関係

参加人は、聴聞の適正を確保するため必要であると認められ、職権により又は関係人の申請を許可することによって聴聞の手續に参加することを認められた関係人である。例えば、警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第1項の規定により警備員指導教育責任者に選任されている者に対し、同条第4項の規定による資格者証の返納命令に係る聴聞を行う場合において、当事者が返納命令を受けたときは新たな警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととなる警備業者等が考えられる。

参加人には、当該不利益処分がなされた場合に当事者同様不利益を受ける参加人と利益を受ける参加人とがあり、両者には、文書閲覧請求権（法第18条）等において差異のあることに注意が必要である。

#### 6 第6条（補佐人）関係

補佐人は、代理人と異なり、当事者等の発言機関として陳述するに過ぎず、聴聞の期日における付添人としての地位しか認められていないので、当事者等に代わって単独で当該期日に出頭したり、期日外の文書閲覧等の手續を行うことはできない。補佐人の出頭を許可することが妥当であると考えられるのは、例えば次のような場合における次のような者である。

当事者又は参加人が未成年者である場合 親権者

当事者又は参加人が弁別能力に欠ける場合 後見人又は保佐人

当事者又は参加人が言語障害者又は外国人である場合 通訳（手話通訳を含む。）

当事者又は参加人が法人である場合 営業所等の責任者

#### 7 第7条（参加人）関係

参考人に係る規定は、法には何ら定められているものではないが、聴聞の期日における適正な審理のために参考人の陳述が必要な場合もあり得ることから、規則に

において規定することとしたものである。当事者又は参加人の参考人出頭の申出に対しては、事案審理上の必要性を主宰者において判断して許可又は不許可を決定すれば足りる。

#### 8 第8条（聴聞の通知）関係

聴聞通知書に記載すべき事項は、基本的には、法第15条第1項の規定により通知しなければならない事項及び同条第2項の規定により教示しなければならない事項であるが、別記様式第6号ではその他の事項についても記載する欄を設けている。聴聞の件名については、聴聞の通知以後、当事者等から提出される代理人資格証明書、参加人許可申請書等及び行政庁から送付する聴聞期日・場所変更通知書等すべての書面に記載されるべきものであり、いわば当該聴聞の名称のようなものである。したがって、聴聞の件名としては、当該聴聞が特定されるようなもの（例えば、「甲野太郎に対する古物商の許可の取消しに関する件」）が適当である。

主宰者の職名、氏名及び連絡先については、当事者が、規則第5条（参加人）、第6条（補佐人）及び第7条（参加人）の規定においてそれぞれ聴聞の期日の4日前までに主宰者に対し申請し、又は申し出ることとされていることから、事前に主宰者の氏名等について当事者が知り得るようにするため記載することとしたものである。

#### 9 第9条（聴聞の期日及び場所の変更）関係

聴聞の期日又は場所の変更は、当事者の法上の権利ではなく、行政庁において、事務処理上支障がない、予定している処分の内容からみて当事者の意見を直接聴取する必要がある等の事情を考慮して許可すれば足りるものである。当事者が都合により聴聞の期日に出頭できない場合には、法上、代理人を選任し（法第16条）、又は陳述書を提出する（法第21条）権利が与えられていることに留意する必要がある。

#### 10 第10条（文書等の閲覧の手続等）関係

文書等の閲覧の申請がされた場合には、第三者の利益を害するおそれがある等正当な理由があるときでなければその閲覧を拒むことができない。閲覧を拒む正当な理由がある場合であっても、拒む理由となる部分以外の部分についてまで閲覧の拒否が許されるものでないことに注意しなければならない。不利益処分の原因となる事実が犯罪であるときは、閲覧に備え捜査関係書類とは別に不利益処分の原因となる事実を証する書類を準備しておくことが適当である。

#### 11 第13条（聴聞の期日における陳述の制限等）関係

聴聞の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置とは、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）に規

定されている措置を指す。当事者又は参加人に対して、発言の制限等の措置を執るときには、それらの者の聴聞を受ける権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。特に当事者又は参加人に対して退場を命ずることは、その者が聴聞を受ける権利を放棄したと認められる場合に限られる。

#### 12 第14条（陳述書の提出の方法）関係

陳述書は、当事者又は参加人が聴聞の期日における意見陳述に代わるものとして提出するものである。聴聞の期日に出頭するか、陳述書を提出するかの選択は、当事者等の意志に委ねられているが、聴聞の期日に出頭できない当事者又は参加人に対して、陳述書を提出する方法があることを教示することは差し支えない。

#### 13 第15条（聴聞の続行の通知）関係

聴聞の終決に関しては、法は、法第23条以外に規定を置いていないが、これは、当事者が聴聞の期日に出頭して審理が行われれば、法第22条第1項の規定により主宰者がなお聴聞を続行する必要があると認めて新たな期日を定めた場合を除き、聴聞は当然に終決されることを予定しているためである。

#### 14 第17条（聴聞調書）関係

法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者とは、個別法において聴聞の特例として規定されている者（道交法第104条の2第5項の当該事案の関係人等）を指す。個別法において特例規定の置かれている聴聞についても特例以外の部分では本規則の適用を受けるため、それに配慮したものである。

なお、聴聞調書の作成に当たっては、それが当事者又は参加人の閲覧の対象となることに注意する必要がある。

#### 15 第18条（聴聞報告書）関係

聴聞報告書は、聴聞の審理の結果を踏まえ、主宰者が、その責任において作成するものである。聴聞調書及び聴聞報告書は、行政庁が、処分の決定をするに当たって十分に参酌しなければならないものとされている。

報告書の意見の具体的記載方法については、「 ないので、当事者等の主張には理由がないものとする。」等が考えられるが、当事者等が、不利益処分の原因となる事実に関して認めた上で、情状に関する意見を述べ、その情状事実にも理由があると思料するときは、「処分に当たっては、 の点についても参酌されたい。」旨の意見を記載することも妨げないものとする。

なお、聴聞報告書についても当事者又は参加人の閲覧の対象となることに注意する必要がある。

#### 16 第21条（口頭による弁明の聴取）関係

弁明は、弁明書の提出により行うことが原則である（法第29条第1項）。弁明を口頭であることを認めるときは、行政庁が指名する警察職員に弁明を録取させなければならぬこととした。弁明録取者の指名については、3の主宰者の指名に関する留意事項を参考とされたい。

#### 17 第24条（準用規定）関係

第4条（代理人）の規定は、弁明の機会の付与について準用することとした。したがって、当事者は、弁明書の提出又は口頭による弁明を代理人により行うことができる。その場合には、代理人資格証明書の提出が必要である。